

第4回 桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会 議事録

○日 時 令和4年3月8日(火) 午後2時～午後3時36分

○場 所 桐生市役所 議事堂 2階 正庁

○出席者

【桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会】14名

会 長	金井 昌信
副 会 長	朝倉 富美夫
委 員	瀬谷 茂
委 員	台 善一
委 員	増山 大祐
委 員	野村 篤
委 員	糸井 近夫
委 員	池末 晋介
委 員	関 美佳
委 員	丹羽 康博
委 員	谷 滋
委 員	新保 和孝
委 員	尾池 武
委 員	外山 光男

【桐生市教育委員会】11名

《事務局》

教育部長	西場 守
教育部参事	飯泉 尚士
教育部総務課長	小山 貴之
教育部学校教育課長	柴塚 雄太
教育部教育支援室長	渡邊 真宏
教育部生涯学習課長	藤川 恵子
教育部教育未来室長	原橋 貴史
教育部教育未来室教育未来係長	千葉 敦弘
教育部教育未来室教育未来係	矢崎 正毅
教育部教育未来室教育未来係	寺島 達也
教育部教育未来室教育未来係	大澤 豊

【傍聴者】 0名

【報道機関】 2社

○議事の概要

1 開 会 [開始：午後 2 時 00 分]

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会における協議事項について

- ・資料 20 (P.1～P.7) に基づき、事務局から説明。
- ・意見や質疑応答は、以下のとおり。

発 言 者	発 言 内 容
議長（会長）	<p>ただ今の説明のとおり、本日は、これまでの審議会において審議した桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会における協議事項について、委員の皆様にご意見をいただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、第 2 回審議会で審議しました学校規模に関する事項として「1 校当たりの望ましい学級数」、「1 学級当たりの望ましい児童生徒数」、「望ましい通学時間等」について、ご意見をいただきたいと思ひます。</p> <p>はじめに、資料 20 の 2 ページにあります「1 校当たりの望ましい学級数」について、小学校では「12 学級以上」とし、中学校では「9 学級以上」を望ましいものと審議させていただきましたが、改めてご意見等がございましたら、挙手をお願いします。いかがでしょうか。</p>
委員	【意見なし】
議長（会長）	<p>特に意見もないということで、よろしいでしょうか。事務局からの説明にもありましたが、法令や国の手引き、桐生市のこれまでの取組と比較しますと、中学校の 1 校当たりの望ましい学級数をアンケート調査結果や現状を鑑みて「12 学級以上」から「9 学級以上」にしていることと、小学校と中学校について「上限」を設けないことが変更点になりますが、この 2 点についてもよろしいでしょうか。</p>
委員	【異議なし】
議長（会長）	<p>特に意見もないようですので、「1 校当たりの望ましい学級数」について、本審議会としましては、これまでの審議結果と同様に、小学校は「12 学級以上」、中学校は「9 学級以上」と決定いたしました。</p>
議長（会長）	<p>次に、資料 20 の 4 ページにあります「1 学級当たりの望ましい児童生徒数」について、小学校の「第 1・2 学年は 30 人以下」、「第 3 学年から第 6 学年は 35 人以下」とし、中学校では「全学年 35 人以下」を望ましいものと審議させていただきましたが、改めてご意見等がございましたら、挙手をお願いします。いかがでしょうか。</p>
委員	【意見なし】
議長（会長）	<p>これまでの審議の中で、群馬県教育委員会の基準よりも少ない人数で学級編制を行うといったご意見もありましたが、いかがでしょうか。</p>

発言者	発言内容
	各学校に配置される教職員の人数は、群馬県教育委員会の学級編制基準等に基づいて決められているので、その人数を超える部分については、担任として働く、いわゆる本務を担う教員を市単独で雇うことが困難であるという現状を踏まえ、群馬県の取組（ニューノーマル GUNMA CLASS プロジェクト）に合わせるということで審議を進めてきましたが、「1 学級当たりの望ましい児童生徒数」についても、これまでの審議結果と同様でよろしいでしょうか。
委員	【異議なし】
議長（会長）	特に意見もないようですので、「1 学級当たりの望ましい児童生徒数」について、本審議会としましては、これまでの審議結果と同様に、小学校の「第1・2 学年は 30 人以下」、「第3 学年から第6 学年は 35 人以下」とし、中学校では「全学年 35 人以下」と決定いたしました。
議長（会長）	次に、前半部分の協議事項の最後、資料 20 の 6 ページにあります「望ましい通学時間等」について、小学校と中学校ともに「通学手段を問わず 30 分以内」を望ましいものと審議させていただきましたが、改めてご意見等がございましたら、挙手をお願いします。いかがでしょうか。
委員	【意見なし】
議長（会長）	特に意見もないようですので、「望ましい通学時間等」について、本審議会としましては、これまでの審議結果と同様に、「通学手段を問わず 30 分以内」と決定いたしました。 徒歩だけでなく自転車の活用や、統合が進んだ場合には、公共交通機関の活用やバス等も導入して、30 分以内に学校に着くことを目標にしてくださいということが答申の内容になると思います。
議長（会長）	続きまして、第 3 回の審議会で審議しました学校規模の適正化に向けた取組に関する事項として「学校規模の適正化に関する検討を開始する基準」について、また、「少子化に対応した魅力ある学校づくりの在り方」について、事務局から説明をお願いします。

- ・資料 20（P. 8～P. 12）に基づき、事務局から説明。
- ・意見や質疑応答は、以下のとおり。

発言者	発言内容
議長（会長）	ただ今の説明のとおり、資料 20 の 8 ページにあります「学校規模の適正化に関する検討を開始する基準」について、これまでの審議の中で、小学校と中学校ともに、学校規模の状態については「1 つ以上の学年が単学級となり、かつ、今後、児童生徒の大幅な増加が見込めない状態」とし、検討開始時期については「その状態が見込まれる 3 年前」とし、検討区域については「隣接する学校。ただし、地理的特性を考慮する必要がある」としました。続いて、「少子化に対応した魅力ある学校づくりの在り方」

発言者	発言内容
	<p>に関し、魅力ある学校づくりや、学校規模の適正化を進める上で考慮すべき事項について、これまでの審議内容を整理しますと、資料 20 の 12 ページに例示している項目になりますので、委員の皆様にご意見をいただきたいと思ひます。</p> <p>はじめに、「学校規模の適正化に関する検討を開始する基準」について、改めてご意見等がございましたら、挙手をお願いします。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>検討開始の基準については、この内容でよいと思ひます。確認ですが、検討組織を設置するに当たり、設置を促す役割はどこが担うのでしょうか。審議会の委員は、「児童生徒数・学級数の見込み」などの資料がありますので、おおまかな将来推計は分かるのですが、この検討開始基準より早く検討を開始する場合に、各地区の代表者を集めて検討していくことはあるのでしょうか。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。</p>
事務局 （教育未来室長）	<p>現在、教育委員会で想定しておりますのは、まず本審議会から答申をいただき、答申を踏まえて、教育委員会が適正規模及び適正配置の基本方針を策定します。基本方針策定後、教育委員会が基本方針の内容について、各学区の保護者の皆様、地域の皆様、学校関係者等に説明し、それぞれの地区において検討組織を設置していくことを働きかける必要があると考えております。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございます。他にございますか。</p>
委員	<p>答申後、教育委員会が行う基本方針の策定、各学区への説明、検討組織設置の働きかけに、どのくらいの時間を要すると考えているのでしょうか。</p>
議長（会長）	<p>事務局、いかがでしょうか。</p>
事務局 （教育未来室長）	<p>令和 4 年 8 月頃に答申をいただき、その後、教育委員会において基本方針の素案を作成し、パブリックコメントなどを経て、令和 5 年 3 月を目標に基本方針を策定する予定です。そして、令和 5 年度以降に、基本方針の内容を説明した上で、検討開始基準に該当する区域に検討組織を設置することになります。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございます。各学区への検討組織を設置する働きかけは、令和 5 年度以降に教育委員会が行うという理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局 （教育未来室長）	<p>はい。教育委員会から説明する予定です。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございます。他にいかがでしょうか。</p> <p>2 点ほど確認ですが、検討開始の基準を協議した時に、委員からご意見がありました。小学校は「1 校当たりの望ましい学級数」が 12 学級以上であり、1 学年 2 クラスであるため、1 つ以上の学年で単学級になれば検討開始の基準に該当することになります。一方、中学校は「1 校当たり</p>

発言者	発言内容
	<p>の望ましい学級数」が9学級以上であり、1学年3クラスであるため、1学年ないし2学年、もしくは全学年2クラスになったとしても、1つ以上の学年が単学級にならないため、検討開始基準に該当しないということになります。つまり、資料20の8ページの補足説明を見ますと、中学校については、1校以外は、検討開始基準に該当するまで5年程度、そのままにしておくこととなります。この基準のまま、よろしいでしょうか。</p>
委員	【意見なし】
議長（会長）	<p>特に意見もないようですので、もう1点事務局に確認ですが、資料20の8ページの補足説明を見ますと、予定通りに進んだ場合は、令和5年3月頃に教育委員会が基本方針を策定し、令和5年4月から本審議会で協議した基準に則って検討を開始すると思うのですが、スタートとなる令和5年4月時点で、小学校の場合は9校が該当し、さらに3年後の令和8年度に3校が該当するため、令和5年度に検討を開始する小学校は、全部で14校という理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局 （教育未来室長）	<p>教育委員会としましては、保護者や地域の皆様、学校関係者に説明させていただいた上で、検討組織を立ち上げていただく形になり、令和5年度から説明会の準備を順次進めさせていただきたいと考えております。</p>
議長（会長）	<p>再度、確認になりますが、教育委員会は、令和5年度から検討開始基準に該当する14校に対して、何らかの働きかけを開始するという事でしょうか。</p>
事務局 （教育未来係長）	<p>令和5年度の9校というのは、令和8年度までに基準に該当する学校を含めた形で示しています。このため、小学校の場合、令和5年度に9校、令和6年度に1校が検討を開始する見込みとなっております。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございます。資料20の8ページの補足説明は、3年後を見越した学校数であるということを理解しました。令和5年度に検討開始となる小学校9校の地域住民等は、何らかのアクションを起こす必要があると理解しました。他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>中学校についてですが、小学校の統合を検討して統合に至った場合、ある地域の中では小学校が1校で、中学校が2校あるといった可能性はあるのでしょうか。</p>
議長（会長）	事務局、いかがでしょうか。
事務局 （教育未来係長）	<p>現時点の基準を見ますと、異なる中学校区の小学校同士が統合した場合、進学先の中学校が別々になる可能性はあります。</p>
委員	<p>その場合には、中学校区まで含めて総合的に検討したほうがよいと思います。もちろん、保護者や地域の方の判断になると思うのですが、小学校の統合と中学校の統合を一緒に検討するのがよいのかも含めて、検討していただけるような内容にしたほうがよいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございます。委員にご指摘いただいたのが、資料20の8ページの概要に記載のある「基準に該当する小学校は、中学校区内又は隣接</p>

発言者	発言内容
	<p>する中学校区内の小学校」の部分になります。まず、中学校区が同じ小学校同士を検討区域とするので、中学校区の異なる小学校が隣にあったとしても、はじめに統合を検討する小学校は、同じ中学校区の小学校同士になります。同じ中学校区内の小学校で検討したけれども統合に至らなかった場合に、委員にご指摘いただいたことが懸念されるので、その場合には、中学校同士も併せて検討できる仕組みにしたほうがよいということです。いかがでしょうか。</p> <p>本審議会で協議しているほとんどの事項が、「ねばならない」の基準であり、こうなったらやりますといった基準ですが、検討する際に、保護者や地域住民が希望すれば枠組みを拡大して検討してもよいとか、そういう枠組みでの検討が望ましいといった文言を審議会の答申の中に入れてもよいと感じたところです。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>今のご意見は、現実的でよいと思います。資料 13 の桐生市立小中学校の通学区域図を見ていますが、「通学手段を問わず 30 分以内」ということを望ましい通学時間等とするのであれば、時間の制約上、中学校区にこだわりすぎると無理な通学を強いるということも十分考えられます。同じ中学校区であるとはいえ、離れた小学校同士を検討対象として積極的に進めてもよいのかと考えた時に、私が親の立場であれば、もう少し柔軟に対応できないものかと感じます。</p> <p>「ねばならない」というように、明確に決めなければならないこともありますが、今後、パブリックコメントを実施した時に、弾力的に運用してもらえないかという意見も恐らく出てくると思います。そうした場合に、收拾がつかなくなることもあり、記述をどのようにまとめるのか難しいかもしれませんが、保護者や地域の方に理解していただき、よりよい方法で合意形成が得られるようなまとめ方がよいと思い、賛成です。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございます。先にご提案のあった委員の案に賛成というご意見をいただきましたが、いかがでしょうか。特に反対のご意見がないようでしたら、資料 20 の 8 ページにある「学校規模の適正化に関する検討を開始する基準」はこのままにして、この基準に「統合の検討先となる学校や地域については、統合検討開始基準に該当する地域の意向を尊重して、柔軟に対応していただきたい。」といった文言を答申に付け加える方向で調整するというので、よろしいでしょうか。</p>
委員	【意見なし】
議長（会長）	<p>特に意見もないようですので、事務局と調整していきたいと思います。他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>検討組織が検討する内容は、統合だけではなく、黒保根学園のような「小中一貫校」という文言も入れておいたほうがよいのではないのでしょうか。検討組織で検討した結果、統合を希望しない場合に選択肢を増やすといった意味からも、検討内容に含めておいたほうがよいように思います。</p>

発 言 者	発 言 内 容
議長（会長）	ありがとうございます。事務局に確認ですが、統廃合だけでなく、選択肢の一つに小中一貫校もあるという理解でよろしかったでしょうか。
事務局 （教育未来室長）	小中一貫教育等につきましては、第 3 回審議会において審議しているとおおり、地理的要因等で統合が難しい場合も考えられますので、小規模校を存続させる場合の制度の一つとして、検討内容に含めて考えております。
議長（会長）	ありがとうございます。委員のご意見は、この次に審議する「魅力ある学校づくりの在り方」にも含めていただくことにしたいと思います。他にいかがでしょうか。
委員	【意見なし】
議長（会長）	特に意見もないようですので、「学校規模の適正化に関する検討を開始する基準」については、これまでの審議結果と同様にさせていただきますが、統合の検討対象となる学校や地域については、統合検討開始基準に該当する地域の意見や意向を十分に尊重し、反映できるように柔軟に対応していただくことが可能となるような仕組みを作ってほしいということをつけ加えさせていただければと思います。
議長（会長）	次に、「少子化に対応した魅力ある学校づくりの在り方」についてですが、資料 20 の 12 ページに例示している項目について、前回の審議会でご意見をいただきました。 ここに例示されているもの以外で、ご意見等がありましたら、挙手をお願いします。いかがでしょうか。
委員	今までの議論は、どちらかというと制度や基準といったハード面の目安が中心で、ある程度整理できていると思いますが、これからの議論はソフト面になってくると思います。これは非常に奥が深くて、いろいろな性格のものが混在していると思います。例えば、魅力ある学校づくりについて、私も何度か発言をした一貫校の設置というのは、小中一貫だけではなく、中高一貫もあります。資料 20 の 12 ページに列挙している文言の語尾を見ますと、「設置」というのは、場合によっては条例や規則の改正を伴うこともあるように思います。また、既に実施している特色ある取組なども含まれているものと思います。ですから、魅力ある学校づくりについて、リード文的なものを記述し、こういうところを目指すので、こういった制度の学校を作りましょうといったようにする必要があると思います。また、教頭 2 人制については、制度を整備する必要があるものなのか、あるいは、給食費の完全無料化のように予算措置をしないとできない内容もあります。要するに、性格の違うものが混在している気がしますので、いくつかの分類に整理し、先ほど申し上げたように条例や規則の改正を伴うものについては、桐生市の子供達の将来を考えた時に必要であるから設置をしてほしいと、明確にその目指すものを打ち出すような記述ができないかと感じています。

発言者	発言内容
	<p>この審議会は、ルールを機械的に決めるだけでなく、桐生市の教育環境について、いろいろな意見を出し、桐生の子供達が市外や県外に進路を求めなくてよいように、また、桐生市の子供を市内で育てられるように、さらに、市外に住む方から桐生市で子育てしたいと思っていただけるような魅力ある教育環境を作り、発信していくことが役割であると思います。</p> <p>魅力ある学校づくりは、非常に重要であると思いますので、必要があれば専門家に話を聴くとか、資料提供をお願いするということも必要であると思います。また、コロナ禍の中で難しいのですが、個人的には先進校を見学したり、先進校の関係者の話を聴いたりしながら議論を深め、魅力ある学校づくりを活字だけではなく、本当に魅力を感じてもらえるような学校にしていくことが非常に大事な気がしています。その上で、配慮すべき事項についても、時間が許す限りいろいろな議論を深め、それぞれ性格の違うものを分類ごとに整理していく方向性で議論を進めてもらえるとありがたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございます。ご指摘のとおりであると思います。何のために実施するのかといった冠がなく、様々な要望が一緒くたになっている状態ですので、事務局と整理をしていきたいと思います。また、先進校の事例を紹介していただくことは重要であるとは思いますが、本審議会の役割となるのでしょうか。私も勉強する機会はいただきたいと思うのですが、審議会の活動時間が限られている中で、事務局としてはいかがでしょうか。</p>
事務局 (教育未来室長)	<p>令和4年度内に基本方針を策定することを念頭に置きますと、答申は令和4年8月頃が一つの目安になります。先ほど、ご意見のありました先進校の視察や講師を招いての勉強会等を行うことになると、日程調整等の事前準備が必要になりますので、スケジュールとしては難しいと思います。</p> <p>しかしながら、これまでご審議いただいた結果を踏まえ、答申に向けて内容を充実していただく過程で、議論の肉付けに必要な事項については、可能な限り資料を提供させていただきたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございます。今の事務局の意見についてですが、確かに審議会で審議しなければならないことは、今までの審議会で協議した「1校当たりの望ましい学級数」や「1学級当たりの望ましい児童生徒数」、いつから検討を開始するかといったいろいろな基準であり、この基準を明確にしないと基本方針が策定できないので、明確にしましょうということで審議してきたと思います。適正配置を検討し、統廃合を進めていくことになると、どうしても縮小傾向や右肩下がりの雰囲気になってしまうので、よりよい教育環境に繋がるように、基本方針の中に魅力ある学校づくりといったことを提言として入れた方がよいと思うのですが、「あれもいいね」や「これもいいね」だけでは、夢物語の羅列になってしまうので、学校現場で実施してもらうためには、きちんとした深い議論が必要になると思います。</p>

発言者	発言内容
	<p>例えば、今回の基本方針の基になる答申の中には、学校の規模が小さくなったり、学校数が減ったりする中で、しっかりとしたよりよい教育環境を確保するため、魅力ある学校づくりを研究する専門委員会や検討部会のような組織を立ち上げて、定期的に協議するような場を作るようにして欲しいといった答申をするのはいかがでしょうか。この審議会で具体的な項目を提言するというよりは、先ほどの委員のご発言のように、より適任な人がいると思いますので、そういった人を委員として、学校の教育内容を検討する組織を設置するといったような答申をするのはいかがでしょうか。また、事務局と相談させていただきます。他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>少子化に対応する手法として、主に統合について審議していますが、地理的に統合ができない場合、その学校は小規模校のまま同じ環境が続くことになってしまうと考えていた時に、1960年代にオランダで始まったイエナプラン教育理念の新聞記事が目にとまりました。これは、異年齢の児童生徒をグループ分けしてクラスを編制するものです。このよい点というのは、子供の成長速度を考慮しながら、自分らしく成長していく権利を尊重していることです。また、異年齢で一緒のクラスになると、違うということが当たり前となり、子供達が互いに学びあったり、助け合ったりできることがメリットであるように感じます。そういった教育環境では、自己肯定感が育つと言われており、日本でも広島県福山市や名古屋市立山吹小学校がイエナプラン教育に取り組んでいるほか、増加傾向にあるといった内容の記事でありました。小規模校として存続する場合の教育の充実策として、先進的な教育制度などを学び、実践に取り入れることは、統合により一定規模の児童生徒数を確保してよい教育環境を作ることと同様に、子供達の幸せにつながることであり感じていますので、少子化に対応した魅力ある学校づくりの選択肢の一つとしてあり得ると思います。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございます。長野県にも私立の学校ですが、イエナプランを取り入れ、地域外から子供達が転入してきている学校がありました。魅力ある学校づくりの具体的な例をご紹介いただきました。他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>この審議会の中で、学校の統廃合が子供に与える影響を心配し、不登校のことにに関して何度か発言していますが、3月2日の上毛新聞に「官民垣根越え不登校支援へ」というタイトルの不登校に関する記事がありました。2020年度の県内の公立小中学校における不登校の児童生徒は、2,878人いるということですが、桐生市における児童生徒の人数はどれくらいなのか、また、教育委員会は、フリースクールなどとの連携強化の取組について、どのように考えているのかをお伺いします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございます。事務局、お願いします。</p>
事務局 (学校教育課長)	<p>不登校の児童生徒数については公表しておりませんが、全国や県と同様に桐生市でも少しずつ増えている状況です。また、民間のフリースクール</p>

発言者	発言内容
	<p>やオルタナティブスクールとの連携についてですが、教育委員会としても連携が大切であると考えておりますので、学校教育課では、フリースクールを実際に訪問し、フリースクールの先生と話をしたり、あるいはフリースクールに通っている児童生徒の様子を実際に見せていただいたりしているほか、各学校に対しては、フリースクールと連携をとってもらおうようにするなどの取組を進めております。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございます。他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>ベテランの先生や管理職の方は、児童生徒数が多かった時代の学校を経験されているのでお分かりになると思いますが、経験年数の浅い先生は、そういった経験がないため、小中学校の統合が進み 1 校当たりの学級数や 1 学級当たりの児童生徒数が増えた時に、どのくらいの負担になるのか分からないのではないのでしょうか。資料 20 の 4 ページにある「1 学級当たりの望ましい児童生徒数」について、中学校を見ますと「全学年 35 人以下」ということで協議していますが、5 ページにある中学校教職員のアンケート結果は「21 人から 30 人」が望ましいとする意見が多いことを考慮すると、保護者としては統合後のことがとても心配になります。30 年、40 年近く前の学校とは状況がかなり違うので、この審議会の中で不登校の問題についても考えながら進めて欲しいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございます。現職の校長先生もいらっしゃいますので、現状、考えられる不登校への対策や懸念される点などをお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>不登校の原因は、一つではないと考えております。本校でも不登校の子供、不登校傾向や登校しぶりの子供が何人かいますが、どの子供についても、その原因と考えられるものは、学校の学業に関することや家庭状況に関すること、あるいは学校生活の中でのことなど様々です。対応策は全部違ってきますので、原因を一つ一つ探り、個々の事例や子供の実態をしっかりと見ていく必要があります。不登校の対応策を考える上で、児童生徒数が増えた時に個々の事例を見ていくことは、少し大変になることもあると思います。</p> <p>しかしながら、前回の審議会で審議したように、児童生徒数が増えることによるメリットなどもありますので、何とも言えないところですが、不登校の問題については、個々の事例、子供の現状をしっかりと見て、しっかりと対応していくしかないと考えております。</p>
委員	<p>学校規模が大きくなれば、不登校の児童生徒の絶対数も増えるものと考えております。経験年数の浅い先生に限らずベテランの先生でも、担任を持っている先生が不登校の子供に対応する時には、家庭訪問や相談、登校刺激などいろいろな方策を立てる必要があります、通常の授業などのほかに不登校にも時間を要することになり、負担を考えると大変なものだと思います。</p>

発言者	発言内容
	<p>しかしながら、教育委員会にいろいろと考えていただき、スクールカウンセラーや相談員、スクールソーシャルワーカーといった知識や技能を持った専門職の方も学校に来ていただいている状況です。こういった方々と棲み分けをしながら対応していくことが大切であると感じており、よい形で連携をとって不登校の解消に向かっていくといった成果も上がってきているように思います。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございます。不登校の問題は、大きな問題ですので何らかの対応策は講じており、放置しているはずはないと思います。不登校の問題については、この審議会の中で度々ご指摘いただいていますので、答申にも反映できるようにしたいと思います。魅力ある学校づくりとともに、学校規模の適正化を進める上で考慮すべき事項にも関係しており、新しい学校に通うことになった際にも、不登校にならないように配慮する必要があるように思います。他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>先ほども申し上げましたが、魅力ある学校づくりのまとめ方について、項目を羅列しただけでは説得力がないように思います。委員一人一人がイメージする魅力ある学校の捉え方は違うかもしれませんが、グルーピングする必要があると思います。黒保根学園が義務教育学校としてスタートしますが、太田市には小学校2校と中学校1校の3校を統合して、児童生徒が700人超で、職員数が80人くらいの高等学校と同規模である北の杜学園があります。中高一貫校については、高崎市や伊勢崎市、太田市などの市外、公共交通機関で通うことができるような立地の良い県外、場合によっては私立に進学先を求めることになり、桐生市には選択肢がありません。ですから、桐生市としても、設置経費や負担が生じることも想定されますが、今の桐生市にはない魅力を作る必要があります。市立でしかできないもの、一貫校でなければできないようなものを設置していくことが、魅力ある学校づくりのための非常によい方策の一つであると思います。</p> <p>また、既存の事業についても、サイエンスドクター事業の更なる活用といった場合には、既に取り組んでいる内容とは違ったものを考えることになると思います。現在取り組んでいることのほかに、新たに取り組まなければならないことが増え、教員が先ほどの不登校の問題を抱える児童生徒などに時間をかけられず、単に教員の負担増につながってしまうようであれば本末転倒であるように思います。ですから、既に取り組んでいることであっても効果を上げられるように、専従の立場で教職員を支援できるような仕組みを検討するのも一つであると思います。</p> <p>繰り返しになりますが、魅力ある学校づくりの在り方については、箇条書きではなく、方向性を整理した上で、こういった教育効果があり、将来、子供達に力をつけてあげられるとか、困っている児童生徒にこういった支援をしてあげられるとか、新たなこういう仕組みの学校を作ることによって、より魅力ある学校にも通うことができるというように、まとめ方を時間の許す限り深めていただきたいと思います。</p>

発 言 者	発 言 内 容
議長（会長）	<p>ありがとうございます。ご指摘いただいたのは、目指す方向がいくつかあるわけですから、その方向性をまず明確にした上で、これまでに出てきた案を振り分けることから作業を始めるのがよいように思います。表現方法が難しいのですが、3つくらいの柱に分けられるように思いました。</p> <p>1つ目は、高いレベルの教育環境の仕組みを作るという方向性が挙げられます。ご提案のあった市立の中高一貫校の設置や、小中一貫校で選抜クラスを作るような高いレベルの教育環境といった今までにない仕組みが挙げられます。</p> <p>2つ目は、誰も困らない・困る人がいなくなる仕組みを作るという方向性が挙げられます。不登校対策として、空き校舎を利用した市立のフリースクールの設置や、今ではなくしていく方向の分校を新たに設置するといった仕組みが挙げられます。</p> <p>3つ目は、小規模化や少子化が進んだ場合でも、先生方が困らないような支援体制を整備していくということが挙げられます。</p> <p>事務局にスケジュールの確認ですが、魅力ある学校づくりについて、ある程度たたき台となる資料を準備して委員の皆さんからご意見をいただくことが可能なのか、資料のないまま本日の審議会で深めていく必要があるのかをお伺いします。</p>
事務局 (教育未来係長)	<p>本日の資料については、第3回審議会でご発言いただいた順に要旨を羅列しただけのものになっています。先ほど、会長に整理していただいたような方向性で答申の素案を作成しますので、次回の審議会以降にその資料をご覧いただきながら、ご協議いただきたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございます。次回以降も議論する時間はあるということで理解しました。事務局が作成する答申案をたたき台にして、これまでのご意見を高い教育環境を目指す水準、誰も困らない・困る人がいなくなる仕組みを確保する水準、教員のサポート体制を整備する仕組みなどにグループ分けして反映しますが、その他に魅力ある学校づくりの柱となるようなご意見がございましたら、挙手をお願いします。本日の審議会終了後に新たなご意見が出てきた場合には、事務局にメールや電話などでご報告いただければと思います。それでは、12 ページ目の少子化に対応した魅力ある学校づくりのあり方について、他にご意見がございましたら挙手をお願いします。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>【意見なし】</p>
議長（会長）	<p>特に意見もないようですので、ここは継続審議ということで、次回、答申の素案という形に整理した資料を委員の皆様にもご提示させていただいて、もう一度ご議論いただき、ご意見をいただけるように事務局と準備を進めさせていただきたいと思います。</p> <p>その他、全体を通じてご意見がございましたら、挙手をお願いします。いかがでしょうか。</p>

発言者	発言内容
委員	資料 20 の 2 ページに 1 校当たりの望ましい学級数を満たす学校の見込みの表があり、令和 5 年度の時点で 12 学級以上ある小学校が 8 校となっていますが、一方で、資料 20 の 8 ページに学校規模の適正化に関する検討を開始する基準に該当する小学校が 9 校となっています。そうしますと、望ましい学級数の基準となる 12 学級以上を満たしている小学校も、検討を開始する相手と協議することになるわけですから、ほぼ全域で協議が始まるということによろしいでしょうか。
議長（会長）	全部の学校ということにはならないと認識しています。
委員	例えば、A 小学校はこの先も 12 学級以上を維持できるから、適正化に関する検討を開始しなくても大丈夫ということではなく、隣の B 小学校が検討開始基準に該当するから、A 小学校も検討を開始するという理解でよろしいでしょうか。
議長（会長）	はい、そのとおりです。令和 5 年度に検討開始基準に該当する小学校は、隣接する小学校のほとんどが検討開始基準に該当していたように思います。事務局、いかがでしょうか。
事務局 (教育未来係長)	令和 5 年度については、その学校自体が検討開始基準に該当するケースが多いのですが、その学校自体は検討開始基準に該当していないものの、検討開始基準に該当する学校に隣接しているため、検討を開始することになる学校もあります。
議長（会長）	令和 5 年度に検討を開始する学校が、8 校以上あると理解しました。他にございますか。
委員	今後、地域で統合などの話し合いが始まると思いますが、統合される側の児童生徒や保護者は、きっと不安や心配があると思います。これまでに桐生市でも小学校や中学校を統合していますが、統合後に、どのようなことが不安や心配事であったとか、統合した時にこういった支障が生じたとか、統合してよかったことなどについて、教育委員会では、児童生徒や保護者にアンケートを実施し、統合した結果などをある程度把握しているのでしょうか。
議長（会長）	ありがとうございます。前回の統廃合の経緯の中で、児童生徒や保護者の意見を調査していたり、把握していたりするかというご質問であると思います。事務局、いかがでしょうか。
事務局 (教育未来室長)	当時の学校評価の中で、統廃合を経て子供達が統廃合をどのように感じ、どのような学校生活を送っているかということについて、記録が残っています。また、保護者に対する調査等については、どのような記録があるかを確認させていただきたいと思います。
委員	学校評価には、おっしゃったような評価項目はなかったと思いますが、統合する時はいろいろ話し合うけれど、統合した後の児童生徒や保護者の様子などを把握するための調査はしていないのでしょうか。
議長（会長）	事務局、いかがでしょうか。

発言者	発言内容
事務局 (教育未来室長)	先ほど申し上げましたのは、統合後の専門的な事後調査に限ったものではなく、各学校から教育委員会に毎年度報告いただいている学校評価の事項の中にも、子供の様子について、いろいろな社会性が身についたように思われることや、とても前向きに取り組んでいるといった記述が見られるということです。
議長（会長）	はい、お願いします。
事務局 (教育部参事)	教育委員会としまして、統廃合後の学校生活面や日常生活面を大変心配しており、子供の様子や保護者のご意見をお聴きしております。その記録についても、全てというわけではありませんが、残っている部分がありますので確認させていただきたいと思います。
委員	<p>繰り返しになりますが、例えば、統合後の通学に対する不安や安全性の確保といったことを事後に調査しないと、次の統合に生かせず、地域としても統合を進めていくことについて心配になってしまいます。小学校が近くにあり、歩いて通えるのが一番よいわけであり、統合して通学距離が遠くなれば、保護者や地域も当然不安になります。</p> <p>一方で、地域に統合について説明する時に、実際に統合を行った児童生徒や保護者に対する事後の調査結果などがあれば、以前統合した学校では、通学に対する不安や安全性の確保について、どのように対応したかなどを保護者や地域に説明でき、保護者や地域の不安を取り除くことに繋がり、統合について前向きに進めることができるように思います。</p>
議長（会長）	ありがとうございます。各地域で適正配置に関する検討組織を設置するまでに、子供達や保護者の方が統合前に心配していたことは、統合してみたら大きな問題ではなかったとか、ある問題があったがこのように対処したといったような対処法などをまとめた資料を準備していただくのがよろしいように思います。
委員	<p>私は、前回の統廃合の時に、閉校する学校と開校する学校の両方でPTAの会長を務めていました。その時に、地域の方から一つの学校がなくなるということで、地域の過疎化が進んでしまうとか、寂しくなってしまうといった意見や、通学時間が長くなるといった通学の安全面の不安など、数多くの反対意見があり、相当時間がかかりました。</p> <p>地域の方とは、普通教育を受けさせる義務があるという点と、教育の平等性について話し合いました。一般的には、中学校は教科担任制ですが、小規模校のままでは複数の科目を一人の先生が担当する免許外指導となってしまう、この場合に、地域として教育の平等をどのように考えていますかということ投げかけ、地域でお金を出してでもマイタウンティーチャーを雇用することができるのかといった話をしながら進めました。地域においても、そこまではできず、子供達の教育を平等に受ける権利を地域が踏みにじってはいけないということになり、時間はかかりましたが、最終的には、統合に至ったという経緯があります。</p>

発言者	発言内容
	<p>いろいろな学校から子供が集まるため、子供同士がうまくいかないのではと心配することもあり、実際に、最初はそういう問題もありました。統合後の最初の3年間ぐらいは、どうしても不安を抱えていたと思いますが、数年経過して本当に統合してよかったと言ってくれるようになりました。地域の方からも、最初はとても反対されましたが、子供達の教育環境が良くなり、本当によかったねと言っていただけの環境になりました。保護者やPTA、地域など様々な立場がありますが、子供達を温かく見守って、環境をよくしてあげることが一番大事であると思います。長い目で見て、子供達を温かく見守るという部分では不安もたくさんあり、それを少しずつ乗り越えていくことが統廃合では大事なことであると思います。</p> <p>また、他の学校に統合されてしまうとか、吸収されてしまうような気持ちになると、うまくいなくなってしまうので、難しいこととは思いますが、統合する側、統合される側といった意識を無くして、自分たちが新しい学校を創っていくという考え方を持ちながら、統廃合を進めていったほうがよいと思います。</p>
議長（会長）	<p>貴重なご経験をお話いただき、ありがとうございます。とても丁寧に進められたように思いました。そういった丁寧な対応であったからこそ、地域の方にも認められて統合に至ったように思います。是非、ご経験を今後の統合などにも生かしていただきたいと思います。他にございますか。</p>
委員	<p>検討開始基準に該当する学校を公表する時期についてですが、教育委員会としては、令和5年度になった時点で、基準に該当する9校を突然公表するのか、それとも学校は地域との繋がりも強いので、予め区長会や地域の方が集まる会議の中で、具体的な校名を出して議論するように考えているのでしょうか。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございます。審議会での答申をもとに、基本方針案についてパブリックコメントを実施し、基本方針を策定すると思いますが、パブリックコメントを実施する際には、審議会で配布した資料16の児童生徒数・学級数の見込みを公表するのでしょうか。事務局、いかがでしょうか。</p>
事務局 (教育未来室長)	<p>令和28年度までの児童生徒数・学級数の見込みにつきましては、既にホームページ上で公開しているほか、この資料に限らず、これまでに委員の皆様へ配布しました資料や会議結果などは、全て公開しております。また、パブリックコメントを実施する基本方針案の体裁につきましては、答申をいただいた後に検討していくこととなります。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございます。他にございますか。</p>
委員	<p>確かに、ホームページを見れば分かりますが、資料を配布していただかなければ、恐らく気付かないように思います。各自治会の長の皆さんとしては、今後、各自治会でも学校の統廃合について議論が必要となった場合に、こういった資料があり、予め教育委員会から話が合ったほうがよいのでしょうか。</p>

発言者	発言内容
議長（会長）	はい、お願いします。
委員	区長会に対しては、今のところ、教育委員会から学校の統廃合の話はありませんが、話があった場合には、区長会の中でも議論になると思います。
議長（会長）	はい、お願いします。
委員	地域としては、統廃合の検討を開始する年度になった時に話があったほうがよいのでしょうか、それとも、小中学校の現状などについて前もって話があったほうがよいのでしょうか。
委員	教育委員会から学校の統廃合についての話があった段階で、議論が始まるものと思いますが、区長会の会長にも相談してみたいと思います。
議長（会長）	ありがとうございます。教育委員会として、どのように対応するかについて考えていただければと思います。基本方針案を公表する時に、この方針に則った場合、何年度にどこの学校が検討を開始する基準に該当するか分かる資料を公表するのか、また、地域に対しては、基本方針を公表した段階で、その年度の区長会に教育委員会が報告するという対応をとるかどうかということになると思います。
委員	この問題は、学校統合の問題だけではなくて、他の地域的な要因も関係してきますので、慎重に考える必要があるように思います。
議長（会長）	ありがとうございます。答申を出す段階、もしくは基本方針を策定するまでに、教育委員会としては、どのタイミングで、どういう形で地域に情報を公表していくかについて検討していただければと思います。他にございますか。
委員	【他の意見なし】
議長（会長）	継続審議となった案件もありますが、次回は、本日のご意見を整理した資料をご提示させていただき、再度、深いご議論をしていただけるように、準備を進めさせていただければと思います。本日予定しておりました議事は以上になりますので、ここで議長の任を解かせていただきたいと思います。長時間にわたり皆様にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

4 その他

- ・ 第5回審議会の開催予定等

5 閉会 [終了：午後3時36分]